

特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（定義） 第二条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 基礎項目評価書 法第二条第十四項に規定する行政機関の長等（以下単に「行政機関の長等」という。）が、指針で定めるところにより、法第二十八条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び特定個人情報報ファイルに記録された特定個人情報保護するための主な措置の実施状況を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。 二・三（略）	（定義） 第二条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 基礎項目評価書 法第二条第十四項に規定する行政機関の長等（以下単に「行政機関の長等」という。）が、指針で定めるところにより、法第二十八条第一項第一号から第四号までに掲げる事項を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。 二・三（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行の際現に改正前の特定個人情報保護評価に関する規則（以下「旧規則」という。）第五条第二項又は旧規則第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により公表されている旧規則第二条第一号に規定する基礎項目評価書については、この規則による改正に伴う変更について、この規則の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、旧規則第十四条第三項の規定により準用する同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、修正、提出及び公表することを要しない。